

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団
職員募集要項
 (健康福祉プラザ職員)

ホームページアドレス <http://www.scswa.jp/>

1. 募集内容

試験区分	採用予定人員	受験資格
事務員	若干名	昭和46年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人若しくは平成24年3月に卒業見込みの人。ただし社会福祉法人の運営企画や経理庶務に関心のある人で、簿記3級又は2級の資格を持つ人又は、平成24年3月までに簿記3級又は2級の資格を取得見込みの人が望ましい。
言語聴覚士	若干名	昭和46年4月2日以降に生まれ、言語聴覚士の免許を持つか、平成24年3月までに実施の国家試験により言語聴覚士の免許を取得見込みの人。
作業療法士	若干名	昭和46年4月2日以降に生まれ、作業療法士の免許を持つか、平成24年3月までに実施の国家試験により作業療法士の免許を取得見込みの人。
理学療法士	若干名	昭和46年4月2日以降に生まれ、理学療法士の免許を持つか、平成24年3月までに実施の国家試験により理学療法士の免許を取得見込みの人。
相談支援員 (社会福祉士)	5名程度	昭和46年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格があるか、平成24年3月までに実施の国家試験により社会福祉士の資格を取得見込みの人。
相談支援員 (精神保健福祉士)	若干名	昭和46年4月2日以降に生まれ、精神保健福祉士の資格があるか、平成24年3月までに実施の国家試験により精神保健福祉士の資格を取得見込みの人。

※ 相談支援員（社会福祉士、精神保健福祉士）については、この募集要項とは別に障害者を対象とした採用を予定しています。詳細については、別に配布しているピンクの募集要項（表題に「障害者を対象とした職員募集要項」の記載あり）をご参照ください。

【各試験区分共通受験資格】

- ◆ 障害者の相談援助、授産活動や市民交流事業、障害者自立支援法に基づく自立訓練（機能訓練・生活訓練・訪問訓練）、障害者（児）の総合的な援助活動、高次脳機能障害支援普及事業などに関心がある人。
- ◆ 変則勤務（早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務）が可能な人。
- ◆ 国籍は問いません。
- ◆ 同日程で実施する、堺市社会福祉事業団職員採用試験に重複して申し込む事は出来ません。
- ◆ 上記資格のすべてを満たし、職務遂行可能な人が受験できます。

2. 試験内容等

■ 試験日時

- ①第1次試験：平成23年11月20日（日） 午前9時30分集合（時間厳守）
- ②第2次試験：試験区分「事務員」～平成23年12月17日・18日の内1日、こちらの指定した日時（指定不可）
 上記以外～平成23年11月26日・27日の内の1日、こちらの指定した日時（指定不可）

(注) 試験区分「事務員」の第2次試験受験対象者は、第1次試験の成績により決定します。第1次試験結

果通知書を試験区分「事務員」受験者全員に12月上旬に郵送します。

第2次試験の詳細は第1次試験実施時にお知らせします。

- 試験会場： 堺市民会館（堺市堺区翁橋町2丁1-1）

会場の詳細については、受験票をお渡しする際に書面にてご案内いたしますのでお間違いのないようにして下さい。

- 試験方法

<p>◆第1次試験</p> <p>○一般教養試験：以下の通り（いずれも人権に関する問題を含む、択一式120分） 作業療法士・理学療法士：初級（高校卒業程度の学力を要する問題） 事務員・言語聴覚士・相談支援員（社会福祉士、精神保健福祉士）：上級（大学卒業程度の学力を要する問題）</p> <p>○専門試験：別掲出題範囲（択一式及び記述式120分）</p> <p>○適性検査</p>
<p>◆第2次試験</p> <p>○口述試験：人物について面接による試験を行います (試験区分「事務員」の第2次試験受験対象者は、第1次試験の成績が一定の基準以上の人とします)</p>

- 専門試験の出題範囲

事務員	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、商業簿記・会計学、社会政策等
言語聴覚士	基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学等
作業療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む）、臨床医学大要（人間発達学を含む）、作業療法等
理学療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む）、臨床医学大要（人間発達学を含む）、理学療法等
相談支援員（社会福祉士）	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度等
相談支援員（精神保健福祉士）	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論・各論等

3. 最終結果発表

- 平成23年12月下旬を予定しています。
- 合否に関わらず、本人に文書で通知します。
- 電話による合否の問い合わせにはお答えできません。
- 受験者数が採用予定人員以下であっても、試験の成績によっては合格としないことがあります。
- 採用試験不合格者のうち、希望者には、採用試験の受験結果（受験者数・合格者数・総合順位・総合得点【100点換算】）の提供を行います。

提供を希望する場合は、試験日（11月20日）当日に配布する「堺市社会福祉事業団採用試験（選考）受験結果提供申出書」に必要事項を記入し返信用封筒（長形3号が望ましい、簡易書留で返信する為380円切手を貼付して下さい）を添えて、試験の合格発表日から1カ月以内に堺市社会福祉事業団・事務局まで郵送して頂きます。なお、詳しい手続き等については、試験日当日にお知らせします。

4. 採用、採用取消

- 平成24年4月1日付け採用を予定しています。
- 合格者で卒業見込者及び資格・免許取得見込者については、平成24年3月末までに卒業及び資格・免許を取得できない場合、合格(採用)を取り消します。
- 日本国籍を有しない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。
- 受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格(採用)を取り消すことがあります。

5. 前回の採用試験実績

試験区分	受験者数	合格者数	競争率	備考
事務員	31	1	31.0	平成22年度実績(障害児通園施設職員)
理学療法士	12	1	12.0	平成21年度実績(障害児通園施設職員)
作業療法士	3	1	3.0	平成22年度実績(健康福祉プラザ職員)
言語聴覚士	3	1	3.0	平成22年度実績(障害児通園施設職員)
相談支援員 (社会福祉士)	5	1	5.0	平成22年度実績(健康福祉プラザ職員)
相談支援員 (精神保健福祉士等)	6	1	6.0	平成22年度実績(健康福祉プラザ職員)

6. 職務内容、勤務地、勤務時間、勤務日

■職務内容

当事業団は「堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団」と共同事業体を構成し、障害者の地域生活を総合的に支援する施設である「堺市立健康福祉プラザ」の指定管理者(※)に選定され、平成24年4月の開所に向けて準備作業を行っています。

今回、共同事業体の指定管理業務のうち、当事業団が主として担当する下記の業務を中心に従事して頂く職員を募集します。

※指定管理者制度とは

平成15年に地方自治法の改正によって新しく創設された制度で、地方公共団体が指定する法人・団体等に公の施設の管理を行わせるものです。市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため民間等の能力を活用しようという目的で定められました。

「堺市立健康福祉プラザ」の管理運営については、第1期の指定管理期間は準備期間を含めて平成22年10月から平成29年3月末までの期間です。

①市民交流センターに関わる業務

障害者の文化・芸術活動の促進や、障害者と市民との交流を図ることを目的とした各種教室や講座・イベント等の開催、障害者相談員研修の実施、ボランティア養成・育成、当事者活動の支援、授産活動支援等。

②生活リハビリテーションセンターに関わる業務

医療・福祉機関との連携等による利用者の相談支援、障害者自立支援法に基づく機能訓練、生活訓練、訪問訓練の各種訓練、および高次脳機能障害支援普及の各事業等。

③施設の管理運営に関わる業務、およびプラザ全体の連携業務等

■勤務地

○堺市立健康福祉プラザ(堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)

■勤務時間

○堺市立健康福祉プラザ開館時間(午前9時00分～午後9時00分)に対応した変則勤務あり。

一日8時間30分勤務、昼休憩45分(実労働7時間45分)

■勤務日

週5日勤務（変則勤務あり。）年間休日数120日程度。

（参考 堺市立健康福祉プラザ http://www.city.sakai.lg.jp/city/_kenpu/index.html）

7. 待遇（平成23年4月現在。制度改正等により変わることがあります。）

■ 初任給：地域手当を含む初任給月額はおおりのとおりです。

大学卒程度：202,620円程度 短大卒程度：181,060円程度

高校卒程度：168,520円程度

※初任給は採用前の経歴等により加算されることがあります。

■ 諸手当：期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれ条件に応じて支給されます。

（通勤手当：月額上限55,000円）

■ 休 暇：年次有給休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。

■ 社会保険：健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険

■ その他：採用の日から6ヶ月間は試用期間となります。

8. 受験手続

提出書類	<p>①事業団所定の採用試験申込書・受験票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験区分を必ず明記してください ・「受験申込書」「受験票」写真欄 2ヶ所 に<u>同一の写真を貼付</u>して下さい <p>②受験票返信用封筒（郵送申し込みの場合のみ） 下記注意を熟読の上、忘れず同封の事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込み受理後、受験票を郵送にて返信するための封筒を用意して頂きます。 ・長さ23.5cm程度、幅12cm程度の定形郵便で送れるもの（長形3号封筒が望ましい）。 ・返信先の、郵便番号・住所・氏名（必ず「様」をつけてください）を明記して下さい。 ・390円分の切手を貼付して下さい（簡易書留で返信するため）
受付方法 受付期間	<p>①郵送による申込の場合</p> <p>※受付期間：平成23年11月2日（水）までの消印有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず 簡易書留 で郵送してください。 ・申込書を折り曲げずに郵送できる封筒（角形2号封筒が望ましい）を使用して下さい。 ・封筒の表に「試験区分」を朱書きしてください。 <p>②申込書持参による申し込みの場合</p> <p>※受付期間：平成23年11月4日（金）・7日（月）の2日間のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間：午前9時30分 ～ 午後5時30分 ・受付場所：堺市立南こどもリハビリテーションセンター 3階 堺市社会福祉事業団 研修室 （5ページ参照） ・原則として本人が申し込んでください。代理人でも可能ですが、申込書等に不備がある場合、受け付ける事が出来ない場合があります。
郵送先 持参先	<p>〒590-0137 堺市南區城山台5丁1番4号 堺市立南こどもリハビリテーションセンター内 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団 事務局 （電話：072-294-7942）</p>

- 提出書類に不備がある場合は返送することがありますが、このために生じた申込の遅延については一切責任を負いませんのでご注意ください。
- 受験票・受験心得および試験会場案内を平成23年11月7日以降に発送する予定です。11月11日(金)までに届かない場合は、下記9. 問合せ先へ至急ご連絡ください。
- 提出された書類は一切返却いたしません。なお、提出書類により取得した個人情報については堺市社会福祉事業団個人情報保護規程に基づき適正に管理し、また採用試験および採用に関する事務以外の目的への使用はいたしません。
- 合格者には、事業団が指定する期限までに①卒業(見込)証明書②学業成績証明書③受験資格における免許証(すでに資格を取得している人)のコピーを提出して頂きます。詳細は別途ご案内させていただきます。

9. この募集要項についての問合せ先

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団 プラザ管理部

TEL : 072-289-7070

問合せ受付曜日、時間 : 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時00分～午後5時30分

- 電子メールによる質問にはお答えできませんので、電話でお問い合わせください。

10. 持参受付会場案内図

- 持参受付については、4ページ「8. 受験手続」を熟読の上、不備等のないようご注意ください。
- 来所については、公共交通機関を利用して下さい。持参受付会場周辺は駐車禁止です。
- また、周辺の道路混雑の緩和や、環境に配慮するため、止むを得ない場合を除き、自家用車による送迎もご遠慮ください。

